くらしの中に
総務省

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和８年３月27日
関東管区行政評価局



有料道路における障害者割引措置（ETC カードの取扱い）の見直し

－ 行政改善推進会議の審議結果 －

ETC を利用して有料道路の障害者割引を受けるためには、障害者本人名義の ETC カードの登録が必要ですが、介護運転による利用で、障害者本人が未成年の場合は、親権者名義の ETC カードの登録が可能となっています。

しかし、クレジットカード会社のカードの発行要件によっては、高校生であることを理由に成年年齢（18 歳）に達していてもカードが発行されない場合があるため、行政改善推進会議で民間有識者の意見を聴取し、その結果を高速道路会社に連絡しました。

高速道路会社において、これまでに高速道路会社に寄せられた利用者からの意見等も踏まえ、取扱いを見直すこととされました（※改正内容は令和８年４月１日より適用）。

行政相談の内容

・　私の子は、寝たきりの重度の障害者のため、障害者手帳を所持しており、車で通院する際は、私（親）名義の ETC カードを利用して有料道路の障害者割引を受けている。

・　市役所の障害福祉担当からは、子が 18 歳に達した後に割引を受けるためには、子の名義の ETC カードが必要となる旨の説明を受けた。現在利用しているクレジットカード会社に子の名義の ETC カードを作成できるか確認したところ、高校生の間は発行できないとのことであった。

・18 歳から高校卒業まで間は、親名義の ETC カードで割引を認めてほしい。

行政改善推進会議の主な意見

・　高校生の中には、3 年生の 4 月で 18 歳に達する者もおり、その場合は約 1 年間、ETC を利用して割引を受けられない。障害者の社会経済活動への参加を支援するという制度の趣旨からすれば、不利益を受けている者がいる状況を改めるべきではないか。

高速道路会社等（注）の対応

・　令和４年４月に成年年齢が 18 歳に引き下げられた後も、クレジットカード会社のカードの発行要件によっては、成年年齢に達していても高校生であることを理由に ETC カードが発行されない状況が続いていることを踏まえ、重度の障害をお持ちの方であり、本人以外の運転による本割引の適用を受け、かつ、本人運転による本割引の適用を受けない場合に限り、親権者その他の法定代理人名義の ETC カードの登録を可能とする範囲を 20 歳未満とする。

・　適用開始時期は令和８年４月１日。

（注）東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び地方道路公社

現行制度の概要

○　有料道路における障害者割引措置

通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路を利用する障害者の自立と社会経済活動への参加を支援するため、全国の有料道路事業者が申合せの上で実施。

ETC 無線通行（ノンストップ走行）により割引を受ける場合は、障害者本人名義の ETC カードを事前に登録する必要があるが、未成年で重度の障害者であって本人以外の運転による本割引の適用を受け、かつ、本人運転による本割引の適用を受けない場合に限り、親権者又は法定後見人名義の ETC カードも登録が可能。

割引料金額は通常料金の半額、ETC 利用の場合は ETC 通常料金の半額（深夜・休日割引等との重複適用はなし）とされている。

（参考１）行政改善推進会議とは

行政相談を端緒として、行政の制度・運営に係るものの改善について、民間有識者の意見を聴取し、その公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、国民的立場に立った行政の改善を推進することを目的に開催。

（参考２）関東管区行政評価局行政改善推進会議の構成員

（座長）　利根 忠博（埼玉県法人会連合会相談役、埼玉県経営者協会名誉会長）
（構成員）大野 茂利（株式会社テレビ埼玉常務取締役編成局長）
加村 啓二（弁護士、埼玉県公安委員会委員）
河本 令子（関東行政相談委員連合協議会副会長、埼玉行政相談委員協議会会長）
砂生 敏一（株式会社埼玉新聞社編集局長）
外山 公美（NPO 法人政策マネジメント研究所理事長、日本オンブズマン学会名誉理事長）
山口 洋子（元特定非営利活動法人男女共同参画こしがやともろう理事）

（本件に関する連絡先）
関東管区行政評価局 総務行政相談部 首席行政相談官室
電話：048-600-2313